

裾野市議会政策討論会実施要綱

〔平成25年3月29日〕
〔議会告示第2号〕

改正 令和2年9月10日告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、裾野市議会基本条例（平成24年裾野市条例第28号）第15条の規定に基づく実施する政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

- 2 討論会に座長を1人、副座長を1人置く。
- 3 座長は議長とし、副座長は副議長とする。

(議題の提案)

第3条 討論会の議題は、議員、会派、常任委員会、特別委員会（以下「議員等」という。）が提案できる。

- 2 議員等は、議題の提案をしようとするときは、政策討論会議題提案書（別記様式）を議長に提出する。

(議事の決定)

第4条 議長は、前条第2項の提案書の提出があったときは、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮る。

- 2 討論会の議題および運営は、委員会において決定する。
- 3 委員会は、提案された議題について討論会の議題とするか否かを決定し、議論の方法など運営を併せて定めるものとする。

(運営)

第5条 討論会は、委員会の要請に基づき座長が招集し、これを主宰する。

- 2 前条で選定された議題について、提案した議員等が提案理由等必要な事項を説明するものとし、また関連する資料についても適宜準備するものとする。
- 3 座長は、議員等からの要請、その他必要があると認めるときは、議題に関係する議員以外の者の出席を認めることができる。

(意見の活用)

第6条 議会は、討論会において結論として取りまとめられた意見等を次の目的のため活用するものとする。

- (1) 常任委員会及び特別委員会における政策立案
- (2) 執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

(記録)

第7条 討論会の会議概要は、議会事務局において要点筆記し、公開する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、討論会に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。